

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく

認定申請手数料の概要

1 認定申請手数料（新築の場合）【法第5条】

（単位：円）

住宅の区分		手数料の区分	①直接県に申請する場合の認定申請手数料	②登録住宅性能評価機関※1による審査を受けた場合の申請手数料
一戸建ての住宅			45,000	8,000
共同住宅等 (総戸数)	～ 5		110,000	15,000
	6 ～ 10		170,000	26,000
	11 ～ 25		340,000	41,000
	26 ～ 50		600,000	71,000
	51 ～ 100		1,000,000	120,000
	101 ～ 200		1,900,000	190,000
	201 ～ 300		2,700,000	240,000
	301 ～		3,400,000	260,000

※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関をいいます。

2 変更認定申請手数料（新築の場合）【法第8条】

認定を受けた計画を変更する場合の手数料は、概ね、当初の認定申請手数料の金額の2分の1の金額になります。

例えば、上記1の②の一戸建て住宅の場合の変更認定申請手数料は次のようになります。

$$8,000 \text{ 円} \div 2 = \underline{4,000 \text{ 円}}$$

3 譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合の手数料【法第9条】

2,100 円

4 地位の承継をする場合の手数料【法第10条】

1,700 円

5 容積率の特例に係る許可申請手数料【法第18条】

160,000 円

6 認定申請手数料（増築・改築/既存の場合）【法第5条】

(単位：円)

手数料 の区分		①直接県に申請する場合の認定 申請手数料	②登録住宅性能評価機関による 審査を受けた場合の申請手数料
住宅の区分			
一戸建ての住宅		68,000	12,000
共同住宅等 (総戸数)	～ 5	160,000	23,000
	6 ～ 10	260,000	40,000
	11 ～ 25	510,000	61,000
	26 ～ 50	910,000	110,000
	51 ～ 100	1,600,000	170,000
	101 ～ 200	2,900,000	290,000
	201 ～ 300	4,100,000	360,000
	301 ～	5,000,000	400,000

7 変更認定申請手数料（増築・改築/既存の場合）【法第8条】

認定を受けた計画を変更する場合の手数料は、概ね、当初の認定申請手数料の金額の2分の1の金額になります。

例えば、上記1の②の一戸建て住宅の場合の変更認定申請手数料は次のようになります。
 $12,000 \text{ 円} \div 2 = \underline{6,000 \text{ 円}}$

☆ 長期優良住宅の認定申請に併せて建築確認の申請をする場合は、神奈川県手数料条例の別表の7の44をご覧ください。